

遺産分割調停について(説明書)

このたび、遺産分割についての調停の申立がありました。相続人の皆さんには、今後、当庁の遺産分割調停に出席したり、調査に協力していただくこととなります。この説明書は、みなさんに予め知っておいていただきたいことについて記載したものです。わからない点がありましたら、別紙照会書記載の担当書記官までお問い合わせください(照会書記載の事件番号を教えてください。)

1 遺産分割とは

財産を持っている人が死亡すると相続が開始します。死亡した人(被相続人)の財産(遺産)は全て相続人に移ります。そして、相続人が2人以上いる場合には、遺産は相続人らの共有になります。この共有のまま放っておくと、個々の遺産を処分する際に不都合が起こりますので、これを分割して個々の遺産を相続人一人のものにしたり、取得分に相当する金銭を分けたりして、共有の状態を解消することが遺産分割です。分割の対象となる遺産は現存している遺産に限られます。使ってしまったお金や滅失した建物など、現存しないものは分割の対象とはなりません。

2 調停とは

相続人の間で話し合いがつかない場合や、話し合いをすることができない場合には、相続人は家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。調停とは1人の裁判官と民間から選任された2人以上の調停委員からなる調停委員会が、相続人や関係者から、それぞれの言い分を聞いた上で、皆さんの話し合いによる適切な解決ができるように助言や斡旋を行うもので、いわゆる「裁判」とは異なるものです(場合によっては、裁判官のみで手続を進めることがあります。)。なお、調停は非公開で行われます。

3 調停を円滑に進めるために

遺産分割は、基本的に遺産を相続人の間で具体的に分けることが目的です。家庭裁判所では、相続人同士の感情的な対立があれば、それをある程度は調整しますが、それは遺産分割調停を円滑に進めるための補助的なものであり、調停の主眼は、あくまでも遺産をどのように分けるかという点にあることをご理解ください。また、調停を円滑に行うためには、遺産の内容などにつき、調停委員会が事実を把握する必要があり、そのための資料は、まず当事者の皆さんに収集していただくこととなります。調停委員会や裁判所書記官からいろいろな書類の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

4 遺言書・遺産分割協議書について

遺言書や遺産分割協議書が存在する場合、その内容によっては、遺産分割手続が不要であったり、別の手続が必要となったり、相続分が変わってきたりすることがあります。開封済みの遺言書や遺産分割協議書がある場合には必ず、その写しを別紙の回答書に添付してください。

※ 未開封の遺言書がある場合には、開封せずに担当書記官に相談してください。

5 特別受益について

相続人の中に、被相続人から生前に贈与を受けたり、遺贈を受けたりした人がいる場合には、具体的な相続分を定める際に、考慮されることがありますので、そのような場合には、別紙の回答書に、誰がどのような財産を取得したのか、具体的に記載してください。

6 調停で話し合いがつかなかったら

もし、調停で話し合いがつかない場合には、調停を不成立にして、原則として家庭裁判所による審判手続に移ります。審判は、裁判所が当事者から出された資料や、事実を調査した結果に基づいて、強制力をもった最終的な判断を示す手続です。審判は、調停と同様に非公開です。

上記は遺産分割調停の申し立てをした際、家庭裁判所から相続人へ送付された文書です。遺産分割調停について分かりやすく解説されているので、参考資料としてご覧いただけるよう当事務所ウェブサイトに掲示しました。司法書士は遺産分割調停申立書の作成など、家庭裁判所に提出書類の作成を承っています。

高島司法書士事務所

TEL.047-703-3201

<http://www.office-takashima.com/>